

第17回医療経済実態調査 結果報告に関する分析

平成21年11月18日

健康保険組合連合会

1. 主な分析結果

【全体】

○一般診療所、歯科診療所及び保険薬局は減益傾向にあるものの黒字であり、一般病院(全体)は赤字だが前回(19年6月)に比べ改善がみられる。なお、損益差額率の値をみると、年間(20年度)データと21年6月データに大きな差はない。(P.2,P3)

【病院】

○一般病院を機能別にみると、バラツキはあるものの全体的には赤字となっており、特に赤字幅の大きかったこども病院は前回に比べ大幅に縮小している。(P.3)

○一般病院の開設者別では、医療法人、国立、社会保険関係法人及び個人は黒字だが、依然として公立病院の赤字幅は大きく、給与費の構成比率が高くなっている。(P.5,P.6)

○一般病院の15対1は黒字、7対1、10対1及び13対1はいずれも赤字となっている。療養病床60%以上の病院は経年的に黒字を示し、療養病床なしの病院は赤字となっている。(P.7)

【診療所】

○一般診療所の個人(入院診療収益なし)と医療法人(入院診療収益なし)は、減益傾向にはあるが黒字である(参考:一般診療所・個人(全体)の損益差額は204.8万円/月、医療法人(全体)は59.2万円/月)。(P.9)

○一般診療所・個人の診療科別をみると、眼科、皮膚科、精神科は全体(平均)に比べ高い数値(黒字)を示し、内科、外科、産婦人科が低くなっている。一般診療所・医療法人では、皮膚科、産婦人科、眼科が高い数値(黒字)を示し、精神科、耳鼻咽喉科、小児科は低くなっている。(P.10)

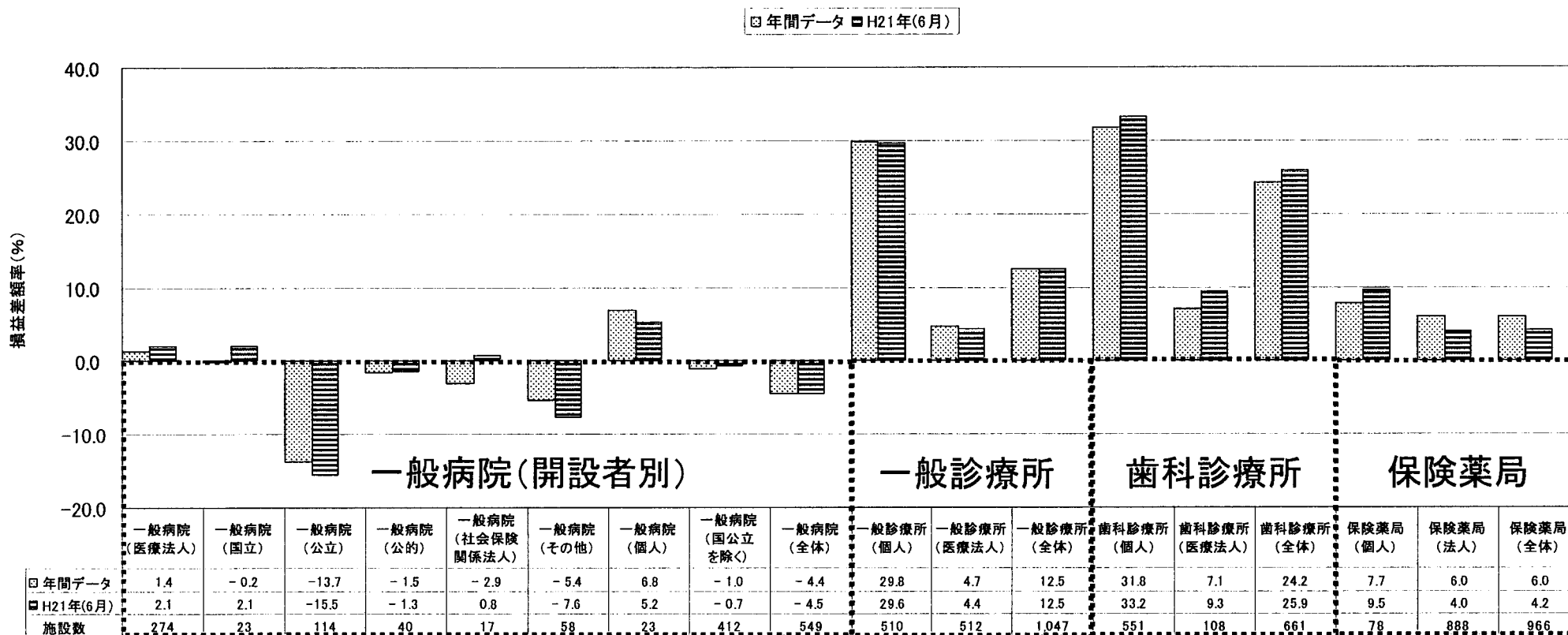
【歯科診療所・保険薬局】

○歯科診療所及び保険薬局ともに、平成19年6月と比べると減益ではあるが、黒字を維持している。(P.11,P.12)

2. 損益差額率の比較

(1) 損益差額率(年間(20年度)データ及び平成21年6月データ)

図1 医療機関別損益差額率(年間データ及び平成21年6月)



年間データ=平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)間の数値である。

損益差額率=損益差額/(医業収益+介護収益)、保険薬局の場合は医業収益を収益とする。

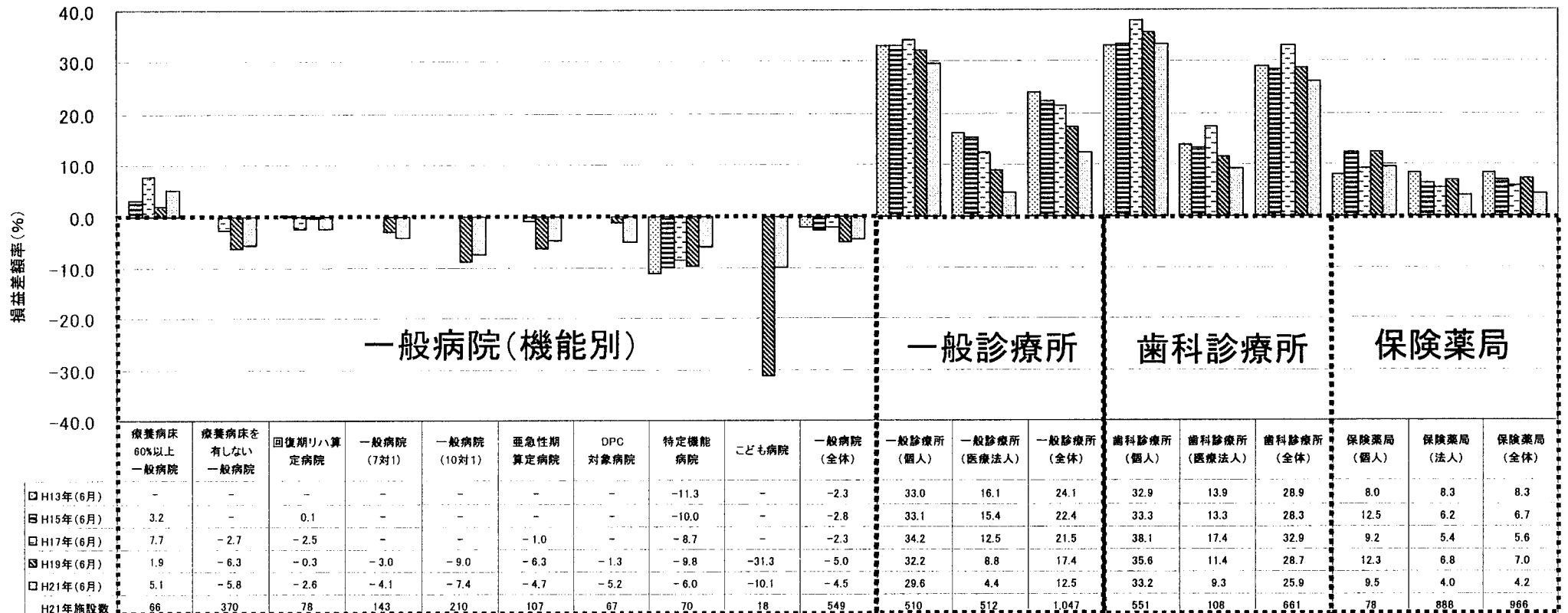
一般診療所、歯科診療所及び保険薬局は、年間(20年度)データ、平成21年6月データ共に黒字を示している。一方、一般病院の医療法人、個人は黒字だが、公立、公的及びその他は共に赤字を示している。一般病院の国立、社会保険関係法人は年間データは赤字、21年6月データでは黒字となっているが、全体的には、両データとも同じ傾向であり、損益差額率に大きな差はない。

注)1. 一般病院は、医業・介護収益において介護収益の割合が2%未満の病院について集計(集計1)したものである。一般診療所、歯科診療所及び保険薬局は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。

(2) 損益差額率(経年変化)

※以降、単月(6月)データを使用 図2 医療機関別損益差額率の経年変化(平成13～21年)

■ H13年(6月) ■ H15年(6月) □ H17年(6月) ▨ H19年(6月) □ H21年(6月)



損益差額率=損益差額/(医業収益+介護収益)、保険薬局の場合は医業収益を収益とする。

表中の「-」は調査数字の確認ができていない表記

一般診療所、歯科診療所及び保険薬局と比べると、一般病院(療養病床60%以上病院を除く)は経年的に赤字を示している。赤字幅が大きかったこども病院は大幅に縮小し、特定機能病院、一般病院(10対1)および亜急性期算定病院等は、赤字幅が若干改善している。

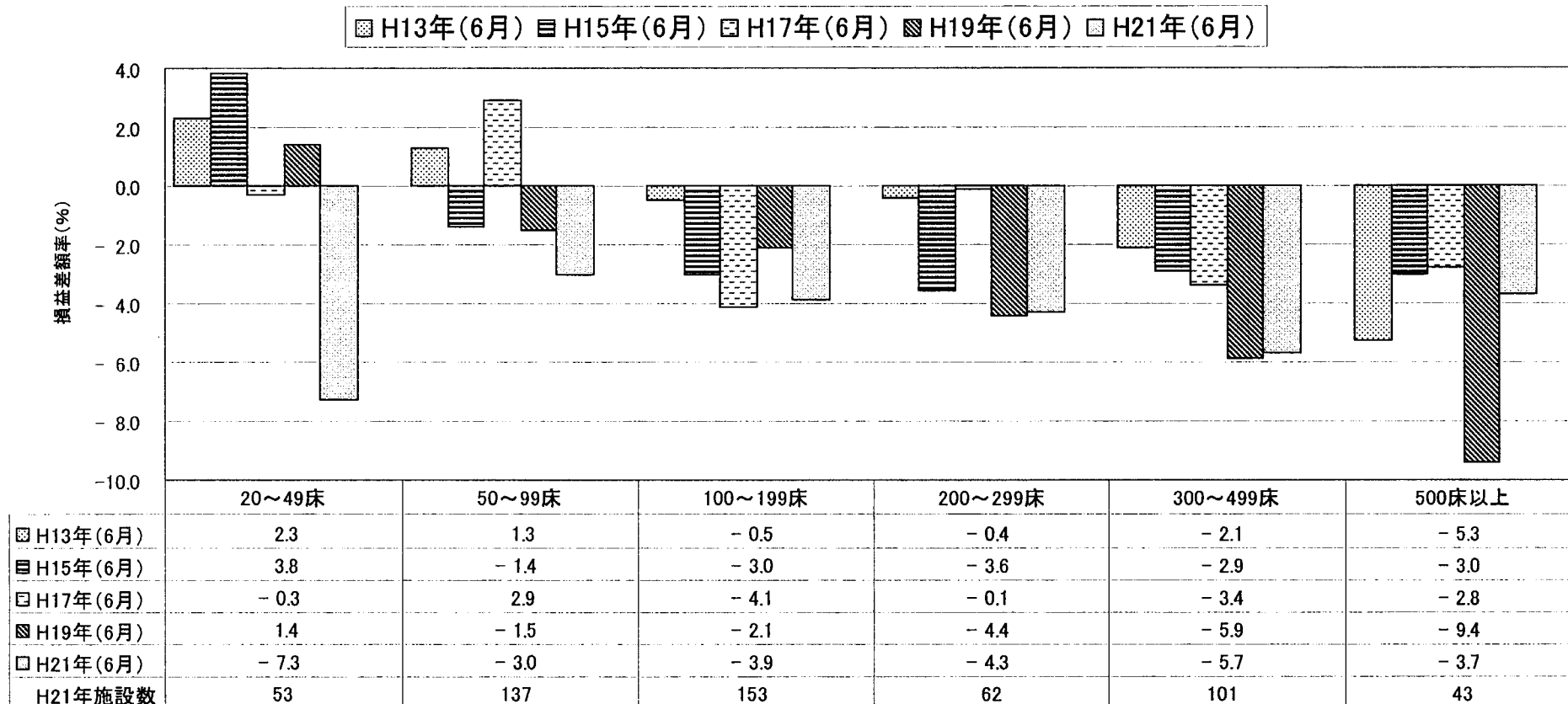
- 注)1. 一般診療所と歯科診療所の「医療法人」はH21年(6月)より新たに分類され、H13年(6月)からH17年(6月)の「医療法人」は「その他」の分類に含まれている。そして、H13年(6月)からH17年(6月)の一般診療所と歯科診療所の「その他」はほとんどの施設が「医療法人」のため、「医療法人」とする。H19年(6月)「その他」データは、H21年(6月)に再集計され「医療法人」と「その他」に分類。
2. 一般病院(全体)以外のH13年(6月)～H19年(6月)の数値は、介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計である。H21年(6月)の数値は、医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計(集計1)である。一般診療所、歯科診療所及び保険薬局は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。
3. 一般病院(全体)のH13年(6月)～H17年(6月)の数値は、介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計である。H19年(6月)～H21年(6月)の数値は医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計(集計1)である。

3. 医療機関別の分析

(1) 一般病院

1) 病床規模別

図3 病床規模別損益差額率の経年変化(平成13～21年)



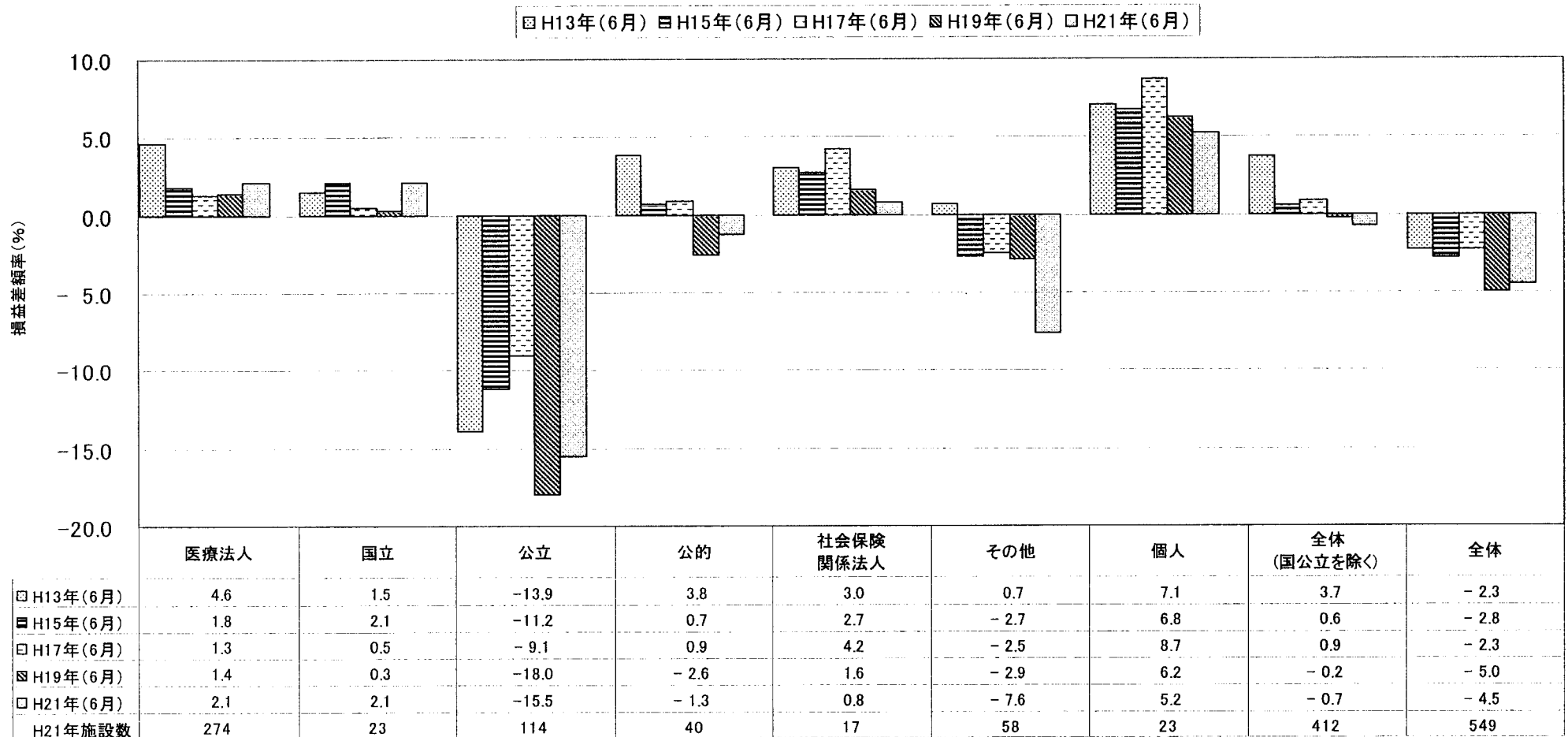
損益差額率=損益差額/(医業収益+介護収益)

病床規模別にみると、いずれも赤字であるが、200床以上では損益差額率の改善がみられ、とくに500床以上は赤字幅が大幅に改善(縮小)されている。

注)1. H13年(6月)～H19年(6月)は、介護保険事業に係わる収入のない医療機関の集計である。H21年(6月)の数値は、医業・介護収益において介護収益の割合が2%未満の病院について集計(集計1)したものである。

2)-1開設者別

図4 開設者別損益差額率の経年変化(平成13~21年)



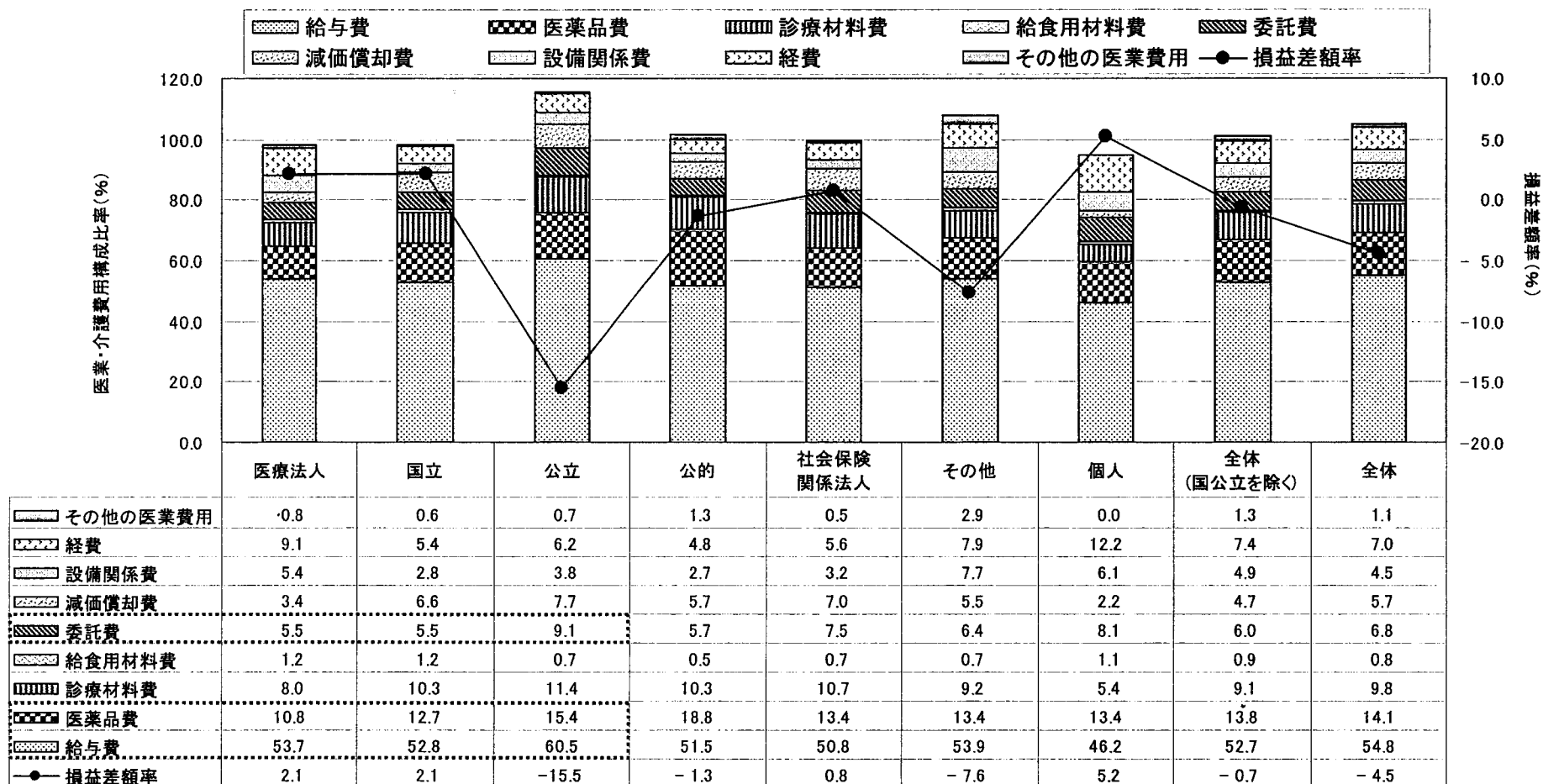
損益差額率=損益差額/(医業収益+介護収益)

経年的に損益差額率をみると、公立は依然として大幅な赤字を示している。さらに、平成19年6月と平成21年6月で比較すると、医療法人と国立は黒字幅が僅かに増え、公立と公的は赤字幅が縮小している。また、全体でみるとマイナス4.5%であるが、国公立を除くとマイナス0.7%となっている。

注)1. H13年(6月)~H17年(6月)は、介護保険事業に係わる収入のない医療機関の集計である。H19年(6月)とH21年(6月)の数値は、医業・介護収益において介護収益の割合が2%未満の病院について集計(集計1)したものである。

2)-2開設者別医業費用構成比率

図5 開設者別医業・介護費用の構成比率と損益差額率(平成21年6月)



損益差額率=損益差額/(医業収益+介護収益)

診療材料費=診療材料費+医療消耗器具備品費

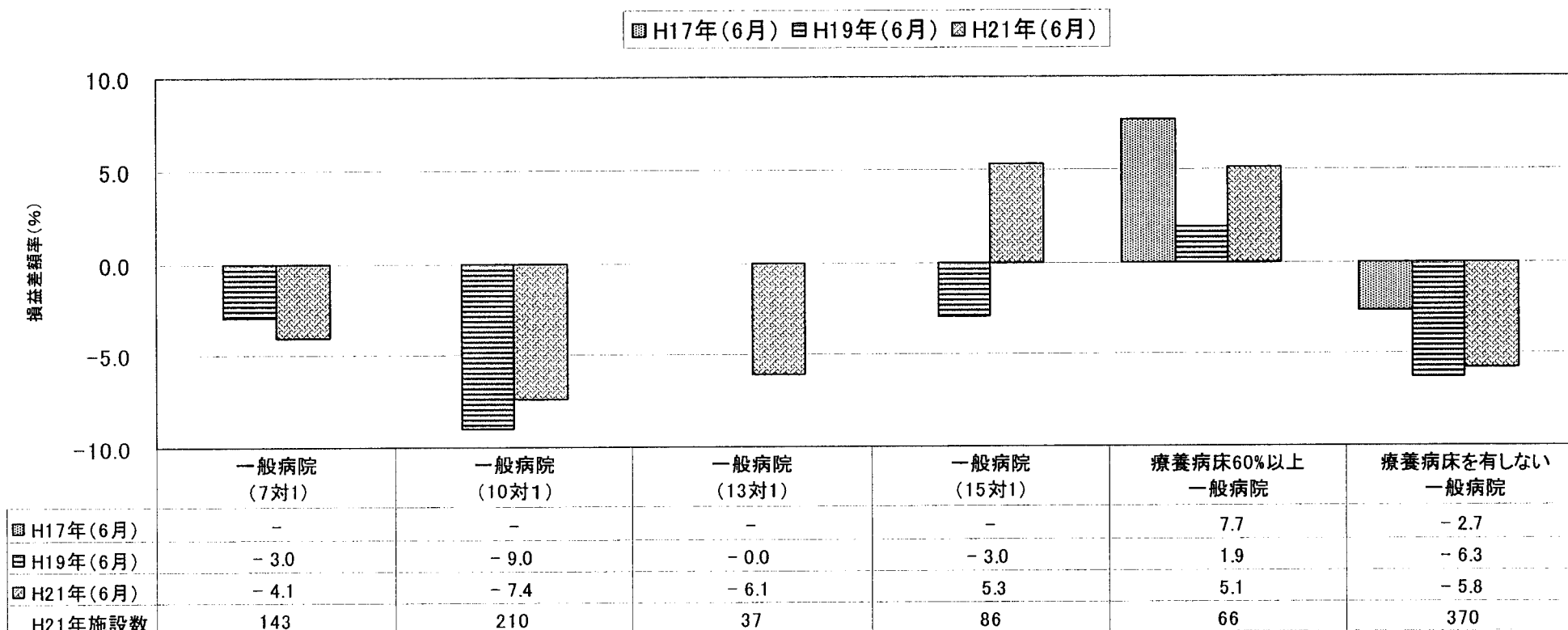
委託費は検査、給食、寝具、洗濯、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、清掃、経理、警備などの委託した業務の対価である。

医業・介護費用構成比率をみると、黒字を示している医療法人と国立に対して、赤字を示している公立は、給与費、委託費および医薬品費が高い数値を示している。

注)1. 数値は、医業・介護収益において介護収益の割合が2%未満の病院について集計(集計1)したものである。

3) 入院基本料別、療養病床の有無別

図6 入院基本料別・療養病床あり(療養病床60%以上)療養病床なし別の損益差額率経年変化(平成17~21年)



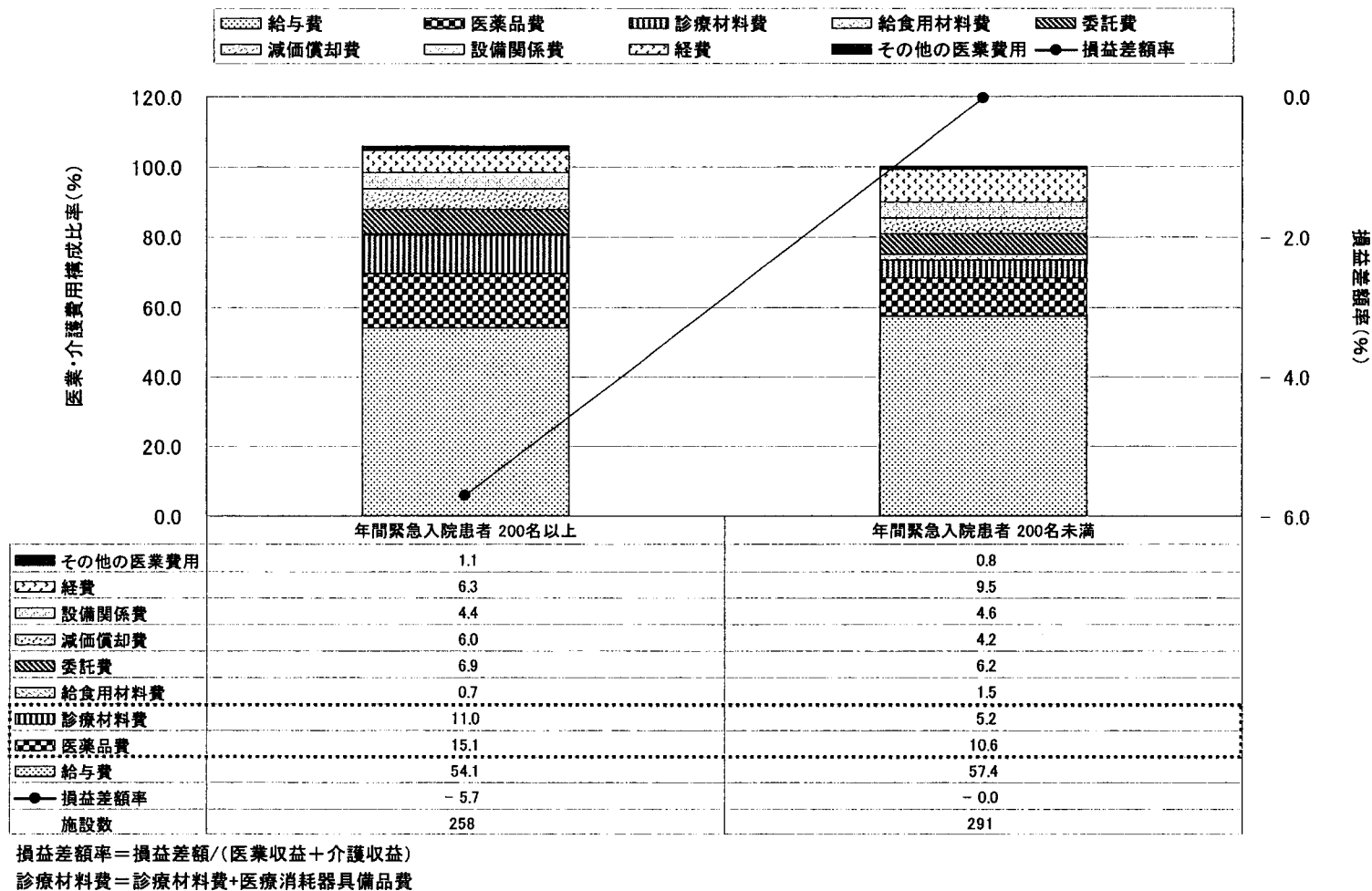
損益差額率=損益差額/(医業収益+介護収益)

黒字となっている15対1に対し、7対1、10対1及び13対1はいずれも赤字となっている。また、療養病床ありは黒字、療養病床なしは赤字となっている。

注)1. H17年(6月)~H19年(6月)の数値は、介護保険事業に係わる収入のない医療機関の集計である。H21年(6月)の数値は、医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計(集計1)である。

4) 年間の緊急入院患者数別

図7 年間の緊急入院患者200名以上・未満別の損益差額率と医業・介護費用構成比率(平成21年6月)



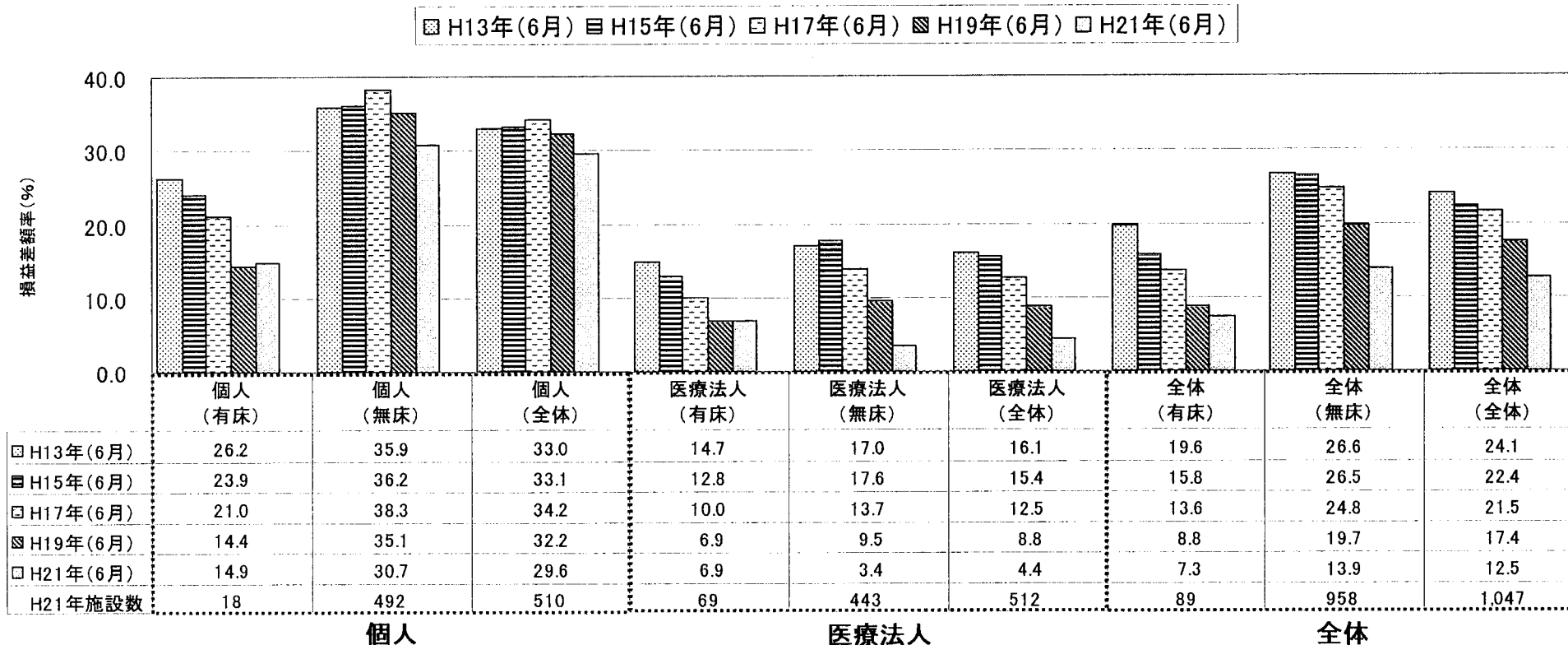
「緊急入院患者200名以上」の損益差額率はマイナス5.7%と赤字を示し、「緊急入院患者200名未満」はマイナス0.0%となっている。また、「緊急入院患者200名以上」の医薬品費と診療材料費の構成比率が「緊急入院患者200名未満」と比べると高い。

注)1. 数値は、医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計(集計1)である。

(2) 一般診療所

1) 開設者別

図8 開設者別損益差額率の経年変化(平成13～21年)



※H19年(6月)及びH21年(6月)の数値は、「入院診療収益あり」と「入院診療収益なし」の集計区分を「有床」と「無床」と表現し、H13年(6月)からH17年(6月)の「有床」と「無床」の層別化とは異なるが、層別の影響範囲が小さいため、近似値とみなして表示している。

一般診療所・個人(有床)は損益差額率がプラス14.9%、個人(無床)はプラス30.7%となっている。また、医療法人(有床)はプラス6.9%、医療法人(無床)はプラス3.4%となっている(参考:一般診療所・個人(全体)の損益差額は204.8万円/月、医療法人(全体)は59.2万円/月)。

注)1. 一般診療所の「医療法人」はH21年(6月)より新たに分類され、H13年(6月)からH17年(6月)の「医療法人」は「その他」の分類に含まれていた。そして、H13年(6月)からH17年(6月)の一般診療所の「その他」はほとんどの施設が「医療法人」のため、「医療法人」とする。H19年(6月)「その他」データは、H21年(6月)に再集計され「医療法人」と「その他」に分類。

2. 数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。

2) 主たる診療科別

図9 一般診療所(個人)・全体の損益差額率の経年変化(平成15~21年)

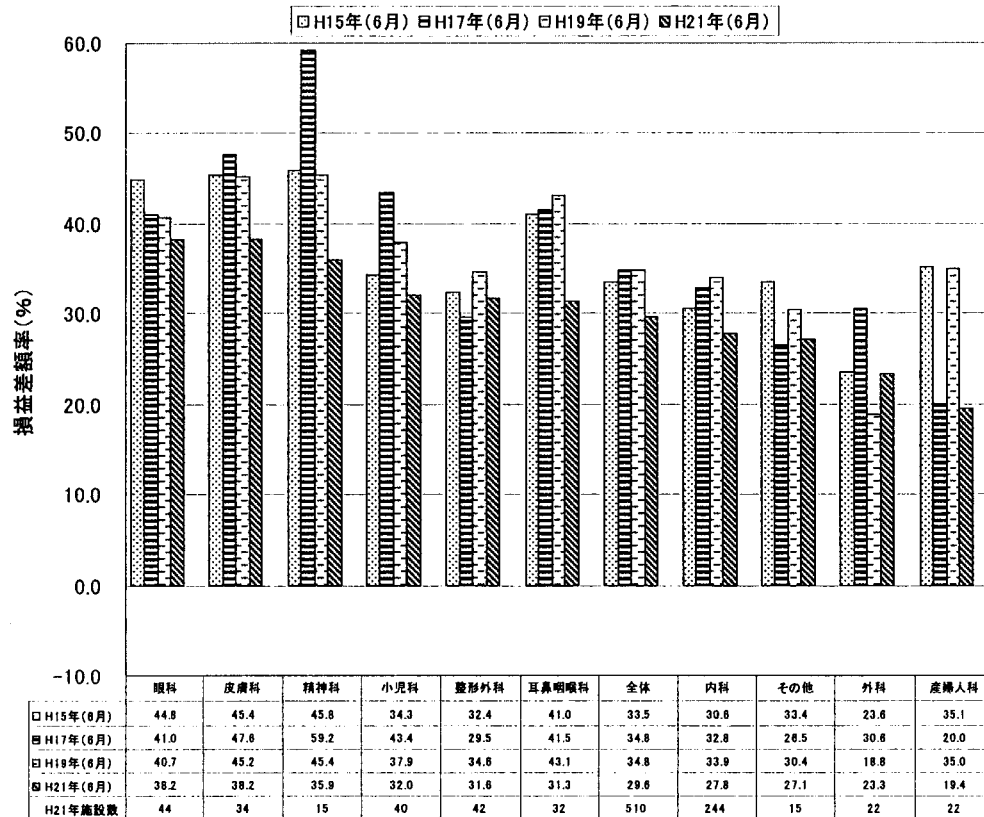
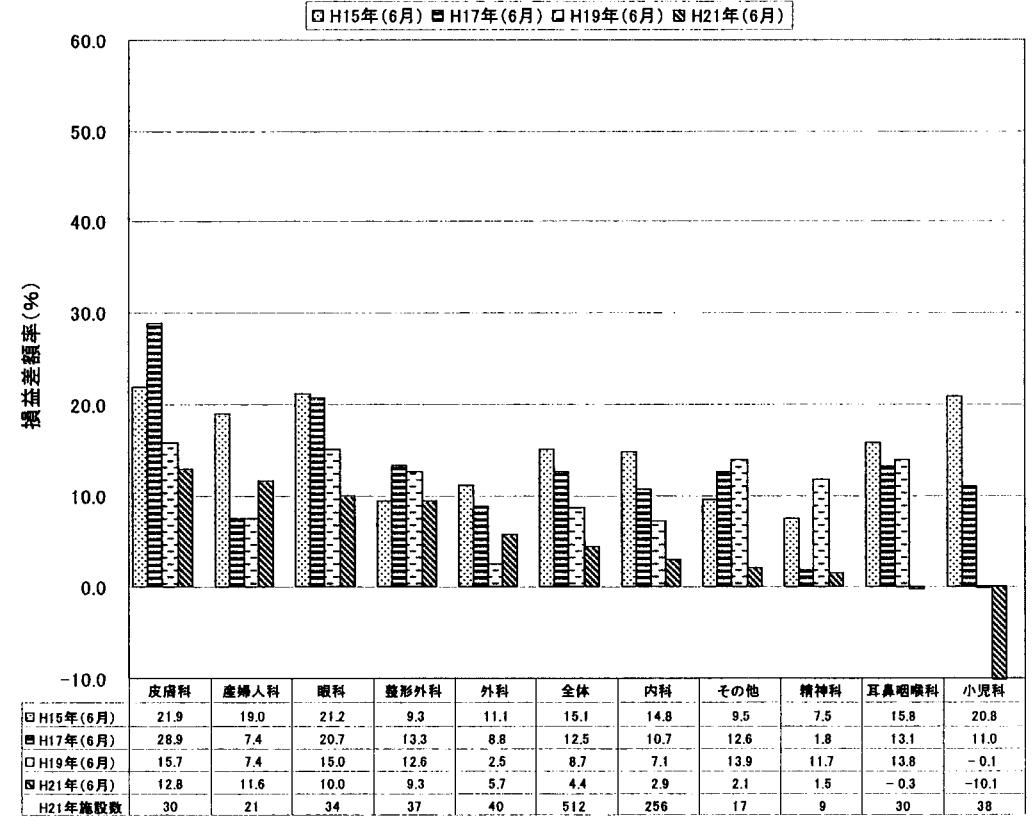


図10 一般診療所(医療法人)・全体の損益差額率の経年変化(平成15~21年)



損益差額率 = 損益差額 / (医業収益 + 介護収益)

一般診療所(個人)は、平成19年6月と比べて減益(外科を除く)となっているものの、黒字を維持。眼科、皮膚科、精神科が相対的にみて高く、内科、外科、産婦人科が低くなっている(図9)。
 一般診療所(医療法人)も、平成19年6月と比べて減益(産婦人科と外科を除く)となっているものの、黒字を維持。皮膚科、産婦人科、眼科などが相対的に高く、精神科、耳鼻咽喉科、小児科は低くなっている(図10)。

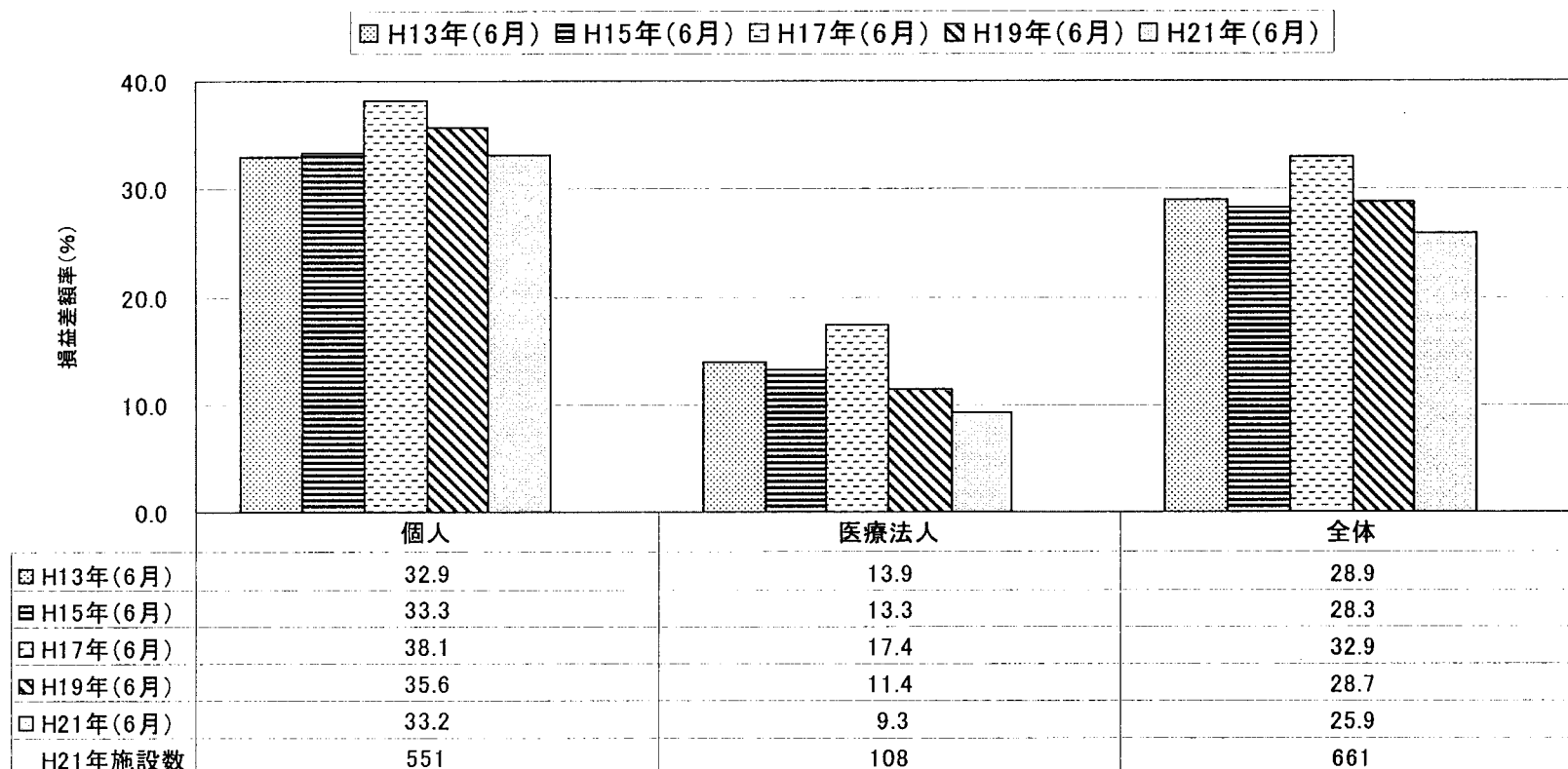
注) 1. H15年(6月)~H19年(6月)の診療科別データは介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計である。H21年(6月)の数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。

2. 一般診療所の「医療法人」はH21年(6月)より新たに分類され、H15年(6月)からH19年(6月)の「医療法人」は「その他」の分類に含まれていた。そして、H15年(6月)からH19年(6月)の一般診療所の「その他」は、ほとんどの施設が「医療法人」のため、「医療法人」とする。

3. 一般診療所の「(個人)、医療法人」は、個人、その他、医療法人及び全体の開設者別を、「全体」は、入院診療収益ありと入院診療収益なしの層別を意味する。

(3) 歯科診療所

図11 歯科診療所の損益差額率の経年変化(平成13～21年)



損益差額率 = 損益差額 / (医業収益 + 介護収益)

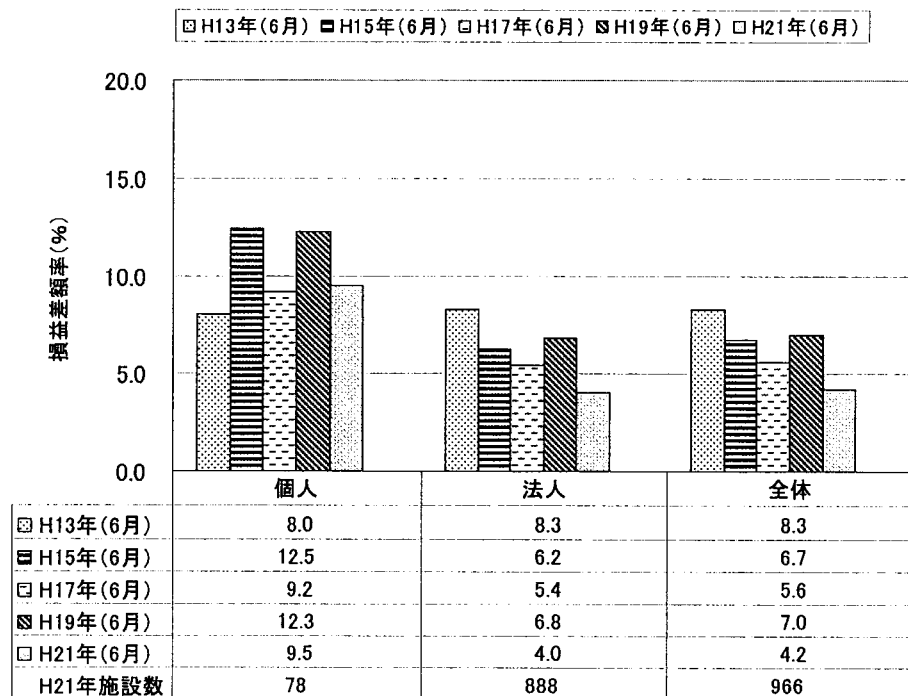
歯科診療所・個人は損益差額率がプラス33.2%、医療法人はプラス9.3%となっており、減益ではあるが黒字を維持している(参考: 歯科診療所・個人の損益差額は120.2万円/月、医療法人は75.0万円/月)。

注) 1. 歯科診療所の「医療法人」はH21年(6月)より新たに分類され、H13年(6月)からH17年(6月)の「医療法人」は「その他」の分類に含まれていた。そして、H13年(6月)からH17年(6月)の歯科診療所の「その他」はほとんどの施設が「医療法人」のため、「医療法人」とする。H19年(6月)「その他」データは、H21年(6月)に再集計され「医療法人」と「その他」に分類。

2. 数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。

(4) 保険薬局

図12 保険薬局の損益差額率の経年変化(平成13~21年)



損益差額率=損益差額/(収益+介護収益)

図13 保険薬局(法人)の後発医薬品調剤割合の違いによる損益差額率(平成19~21年)

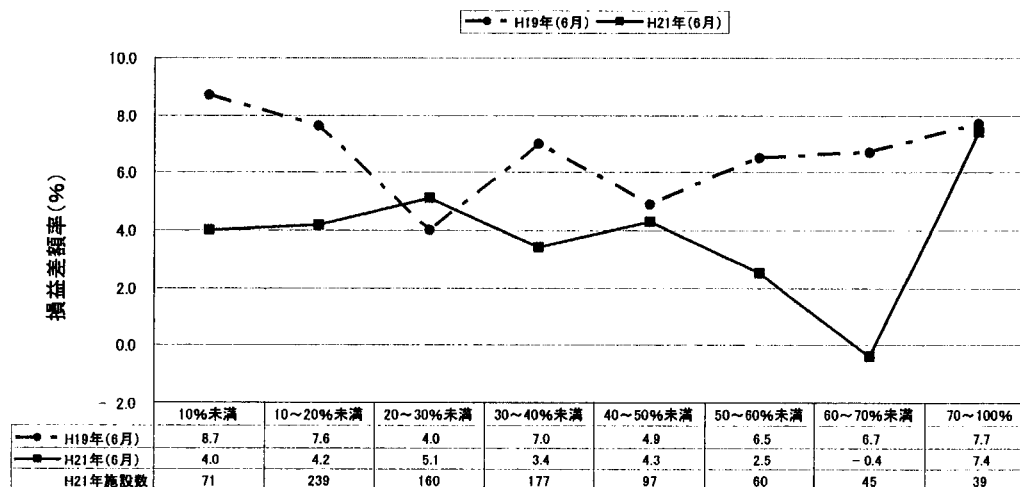
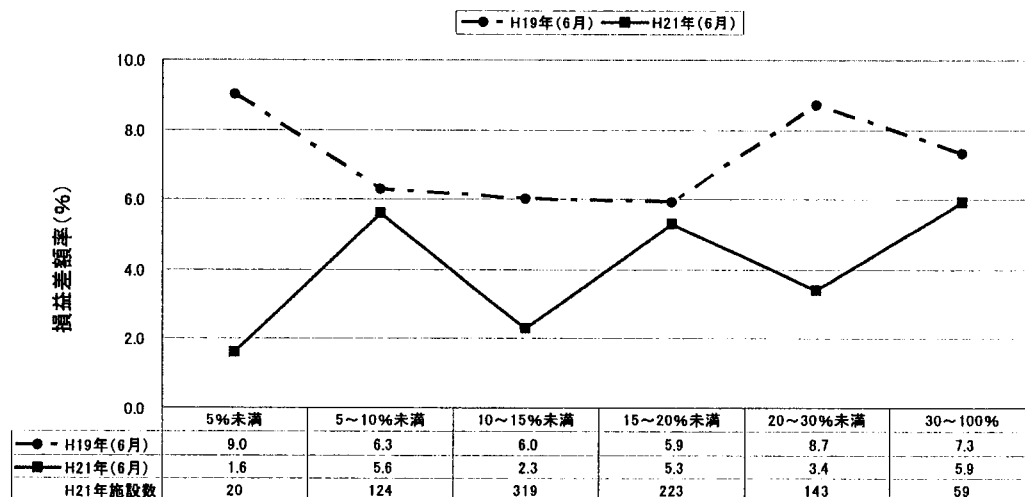


図14 保険薬局(法人)の後発医薬品備蓄割合の違いによる損益差額率(平成19~21年)



保険薬局・個人は損益差額率がプラス9.5%、法人はプラス4.0%となっており、減益ではあるが黒字を維持している(参考:保険薬局・個人の損益差額は73.3万円/月、法人は53.3万円/月)(図12)。また、後発医薬品の調剤割合、備蓄割合と損益差額率に、相関関係は特にはない(図13,図14)。

注) 1. 数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。

4. 次回調査に向けた意見

- 今回の調査では、医療機関等の損益状況について、単月(平成21年6月)データに加え、年間(20年度)データの調査もあわせて実施したが、単月と年間データに大きな差はみられなかった。今後の調査に当たっては、「決算データの活用に関する懇談会」で指摘された課題等を踏まえた検証を行う必要がある。
- 中長期的には、病院の経営状況を評価するためには診療科別の損益状況等も必要であり、診療報酬調査専門組織等の活用も視野に入れて医療経済実態調査の在り方について総合的に検討する必要もある。
- このほか、▽有効回答率が低かったことを踏まえた調査手法の検討、▽経営状況を適切に判断するため、入院患者及び外来患者1人あたりの平均収益単価、病床利用率などの基礎情報も必要、▽年間の緊急入院患者数別の経営状況を適切に評価するには、病床規模や役割なども踏まえた調査と集計が必要—などの課題があげられる。

注釈

○一般病院(病床規模別)

- H13年(6月)～H19年(6月)の数値は、介護保険事業に係わる収入のない医療機関の集計である。
- H21年(6月)の数値は、医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計(集計1)である。
- 構成比率は「医業収益」と「介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。

○一般病院(開設者別)

- H13年(6月)～H17年(6月)の数値は、介護保険事業に係わる収入のない医療機関の集計である。
- H19年(6月)の数値は、医業・介護収益において介護収益の割合が2%未満の病院について再集計したものである(集計1)。
- H21年(6月)の数値は、医業・介護収益において介護収益の割合が2%未満の病院について集計(集計1)したものである。
- 構成比率は「医業収益」と「介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
- 「国立」とは、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他(国の機関)が開設する病院である。
- 「公立」とは、都道府県立、市町村立、地方独立行政法人立病院である。
- 「公的」とは、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会などである。
- 「社会保険関係法人」とは、全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合などである。
- 「その他」とは、公益法人、社会福祉法人、医療生協、その他の法人などである。
- 個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

○機能別

- DPC対象病院からは特定機能病院は除いている。
- こども病院(小児総合医療施設)とは、診療科目中に小児内科の他に小児外科を含む複数の外来系診療科を有する施設で、総合的に小児医療が行える医療施設として、日本小児医療施設協議会が認めた施設をいう。
- こども病院からは特定機能病院は除いている。
- 「特定機能病院」とは、医療法第4条の2の規定により、特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院である。
- 「回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院」(回復期リハ算定病院)とは、社会保険診療報酬における回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院である。
- 「亜急性期入院医療管理料算定病院」(亜急性期算定病院)とは、社会保険診療報酬における亜急性期入院医療管理料算定病院である。
- 「DPC対象病院」、「回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院」、「亜急性期入院医療管理料算定病院」、「特定機能病院」、「こども病院」、「入院基本料別」、「療養病床60%以上と有しない一般病院」及び「年間の緊急入院患者数が200名以上と未満病院」における H13年(6月)～H19年(6月)の数値は、介護保険事業に係わる収入のない医療機関の集計である。同じくH21年(6月)の数値は、医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計(集計1)である。

○一般診療所(入院診療収益あり・なし別)

- 数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。
- H19年(6月)の数値は、「入院診療収益あり」と「入院診療収益なし」の集計区分および「医療法人」と「その他」の集計区分が新設されたことに伴い再集計したものである。
- 構成比率は「医業収益」と「介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
- 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
- 「一般診療所(その他)」とは、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などの一般診療所である。

○一般診療所(診療科別)

- H15年(6月)～H19年(6月)の数値は介護保険事業に係わる収入のない医療機関の集計である。
- H21年(6月)の数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。
- 構成比率は「医業収益」と「介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
- 主たる診療科別:内科は内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科(胃腸内科)、腎臓内科、神経内科、糖尿病内科(代謝内科)、血液内科、感染症内科、及び心療内科である。小児科は小児科である。精神科は精神科である。外科は外科、呼吸器外科、循環器外科(心臓・血管外科)、乳腺外科、消化器外科(胃腸外科)、気管食道外科、形成外科、美容外科、脳神経外科及び小児外科である。整形外科は整形外科である。産婦人科は産婦人科、産科及び婦人科である。眼科は眼科である。耳鼻咽喉科は耳鼻咽喉科である。皮膚科は皮膚科である。その他は泌尿器科、肛門外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、アレルギー科、リウマチ科、病理診断科、臨床検査科及び救急科である。

○歯科診療所

- 「医療法人」と「その他」におけるH19年(6月)の数値は、当該集計区分が新設されたことに伴い再集計したものである。
- 構成比率は「医業収益」と「介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
- 「その他」とは、市町村立などの歯科診療所である。
- 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
- 数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。

○保険薬局

- 構成比率は「収益」と「介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
- 個人立の保険薬局の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
- 数値は、「調査に回答した全ての医療機関等の集計(集計2)」である。
- 「後発医薬品調剤割合」とは、調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合である。
- 「後発医薬品備蓄割合」とは、全調剤用備蓄医薬品品目数に占める後発医薬品品目数の割合である。